

「復興への提言」骨子（たたき台）に対する意見

平成 23 年 6 月 16 日
全 国 市 長 会

- 標記について、以下の通り提出します。
- 「1」は被災都市自治体から、「復興への提言」骨子（たたき台）に対する意見ということで、今回、提出されたものです。なお、被災都市自治体からはこれまでも各種意見が提出されておりますので、それらも含めて是非とも反映していただきますようお願いいたします。
- 「2」、「3」は、本会決議及び地方六団体提言ですので、「復興への提言」骨子（たたき台）に反映していただくようお願いいたします。
- 「4」は、「2」、「3」においても要請していますが、被災都市自治体等において喫緊の課題であるにもかかわらず、「復興への提言」骨子（たたき台）において記述がない財政支援に関する意見ですので、是非とも反映するよう、宜しく願います。

- 1 被災都市自治体の意見別紙1のとおり
- 2 全国市長会決議（平成23年6月8日）
 - ・東日本大震災に関する緊急決議別紙2のとおり
 - ・原子力発電所の事故と安全対策に関する緊急決議別紙3のとおり
 - ・地震・津波防災対策の充実強化に関する緊急決議別紙4のとおり
- 3 「第1回国と地方の協議の場」への地方六団体提出資料（平成23年6月13日）
 - ・東日本大震災からの復興に向けて別紙5のとおり
- 4 被災地方公共団体等に対する財政支援措置について別紙6参照

被災地方公共団体においては、応急対策・復旧対策に日々様々な資金需要が生じており、復興に当たっても巨額の負担が予想される。そこで、上記本会決議や地方六団体提言においても、別紙6の抜粋のとおり、こうした財政需要に機動的に対応できる交付金制度や、早期復興を実現するための復興基金の創設、国庫補助率の引上げ、別枠での地方交付税の確保等を強く要請しているところである。

しかし「復興への提言」骨子（たたき台）においては、国の「復興のための財源確保」に関する記述はあるが、被災都市自治体等の財源確保策に関する記述はない。

「被災地目線での復興」や「市町村主体の復興」などを謳うのであれば、その裏付けとなる被災都市自治体等に対する具体的な財政措置についての記述も加えるべきである。

別紙 1

東日本大震災復興構想会議の 『「復興への提言」骨子（たたき台）』への各市意見

○ 釜石市・・・2

○ 仙台市・・・3

○ いわき市・・・6

○ 柏市・・・8

東日本大震災復興構想会議の『「復興への提言」骨子（たたき台）』への意見提出

釜石市

本論

P 1 0

- 地域経済活動を支える基盤の強化
 - ・ 被災地における再生可能エネルギーの可能性

以下のとおり追記

> 被災地の復興にあたっては、東北地域の豊かな自然環境により生み出される再生可能エネルギーを最大限に活用する仕組みづくりを支援し、地域の自給力を高める取り組みを推進。

東日本大震災復興構想会議の『「復興への提言」骨子（たたき台）』への意見提出

仙台市

総論

P 2

□ 被災地目線での復興

以下のとおり追記

- ・ 復興の主体は・・・市町村が基本。
→ 復興の主体は・・・市町村を基本とし、国が全面的に支援する。

理由：未曾有の大震災であり、復興にあたっては、国からの特段の支援が必要となるため

本論

1. 新しい地域のかたち

P 4

□ 復興のための施策

以下のとおり追記

- ⑥のあとに、特出し
⑦丘陵地における宅地など被災した地域

理由：丘陵地において宅地被災した地域が多数あり、復興施策を講じる必要があるため

P 5

□ 復興支援の手法

- ・ 災害対応制度の創設

文頭に以下の2行を追記

- 高齢化社会の中、高度経済成長期に造成された団地においては、個人による宅地復旧が困難。地域の早期の安全安心を確保するため、大胆な対応措置が必要。さらに今回の大震災への・・・」

理由：復興の前段となる宅地に関する復旧については記述されておらず、特に個人による宅地復旧については特段の支援が必要となるため

2. くらしとしごとの再生

P 6

□ 地域における支えあい学びあう仕組み

- ・ 地域包括ケア

以下のとおり追記

➤ 専門相談機関、医療機関、地域の関係機関・団体等による重層的な心のケア体制の整備

P 9

□ 地域経済活動を支える基盤の強化

- ① 交通・物流

災害に強い交通網

以下を追記

➤ 路線バスや鉄道などの公共交通機関の機能強化を図り、災害に強い交通体系を構築。

理由：今回の震災では、バスや鉄道などの公共交通機関が早期に復旧し、重要な役割を果たしたことを踏まえ、公共交通機関の強化を図る必要があるため

3. 開かれた復興

P 1 1

□ 社会保障政策

- ・ 被災地モデルの一般化

意見：「2. くらしとしごとの再生－地域包括ケア」と内容が重複しているように思われるので、見直しが必要ではないか。地域包括ケアシステムに的が絞られているので、幅広い視点が必要ではないか。また、甚大な被害を被った地域は、日常生活圏域すら崩壊しているので、復興に際し日常生活圏域を意識することは難しいのではないか。

P 1 2

□ 災害に強い国づくり

- ・ 今後の地震・津波災害への備え

以下のとおり追記

➤ 大規模災害が発生した場合などに備えた広域的な災害対応拠点を整備することを検討。

背景・経過：今回の震災では東北地方の広い範囲で被災しており、全国各地の消防本部から受援側において必要な施設及び設備として、大規模部隊が駐車及び野営可能なスペースの他、災害対応資機材の備蓄、ヘリ緊急離発着場、作戦本部施設、非常用発電機、備蓄倉庫、仮設トイレなどが挙げられ、それらを備えた広域的な災害対応拠点の必要性が訴えられている。また津波の影響等により燃料や食糧等が逼迫する事態となったため、各方面から援助をいただいたところであるが、こうした物資を受け入れるための拠点の確保や運営に種々苦勞を要した経緯もある。

その他

○表現・用語について

各項目において、「放射線被害（P.1）」、「放射線で汚染された土地（P.3）」、「放射能による土壌の汚染（P.3）」といったように表現に差異がある。「放射線」や「放射能」といった語句の用法に誤りはないのか疑問である。正しい表現により統一するべきではないか。

東日本大震災復興構想会議の『「復興への提言」骨子（たたき台）』への意見提出

いわき市

- 該当箇所
意見 「放射線量の測定と公開」（p3）
放射線量の測定等については、国が一元的に責任をもって実施することが必要であり、現在、省庁ごとに実施している手法を改める必要があると考えるため、次のように修正願いたい。
- 修正内容 > 農林漁業者をはじめ事業者が安心して生産活動を行い、消費者が安心して消費できるようにするため、現在、省庁ごとに実施している手法を改め、国として放射性物質のモニタリングを全国統一的な方針、基準により、一元的かつ計画的・継続的に行うことが必要。
- 該当箇所
意見 「健康管理」（p3）
今回の原発事故に係る対応については、国が責任をもって行う態度を示すべきであるため、次のとおり修正願いたい。また、福島県浜通り地方への国による調査研究機関の設置について盛り込んでいただきたい。
- 修正内容 > 国として、放射能汚染が健康にどのような影響を与えるかを長期的に調査し、今後の医療のあり方を含めて検討。
- 該当箇所
意見 ②再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上（p10）
・被災地における再生可能エネルギーの可能性
□「特区」的手法の活用
本市を含む福島県浜通り地方については、特に「新エネルギーによる新たなまちづくり」の実施可能性が高いと考えられる。そのため、①福島県浜通り地方への新エネルギー産業の集積に向け、国等の新エネルギー関係機関・施設の設置を図る。②福島県浜通り沿岸を活用した洋上風力発電の可能性について、国の機関による調査・研究を進める。以上のような考え方についても盛り込んでいただきたい。
- 該当箇所
意見 3. 開かれた復興（p11）
□社会保障政策
福島県浜通り地方は、医療制度改革により、従前に比べ著しく医療水準が低下している状況にある。これに加え、今回の原発事故に伴う放射線被ばくにより、市民の不安は増大している。さらに、今後、「創造的復興」を目指し、様々な産業の集積を目指しても、医療水準が低いままでは、企業や研究機関の誘致も実

態として困難となる。このような考え方を踏まえ、**福島県浜通り地方への医師の確保（国立の高度・先進医療機関の設置を含む）**について盛り込んでいただきたい。

東日本大震災復興構想会議の『「復興への提言」骨子（たたき台）』への意見提出

柏市

- ◆ 原発事故に伴う放射線被害に関して、いわゆる「ホットスポット」といわれている一部地域に大きな影響が見られることから、今後の対策が必要な一つの項目として明記していただきたい。例) P1 液状化や計画停電などと併記
- ◆ 放射線への対応については、「P3・放射線量の測定」等の項目において、国レベルでの信頼感を回復されることや産業面での取り組みのほか、「P3・健康管理」の項目においては、長期的な観点からの医療のあり方などについて記載されているところだが、今現在の健康管理や市民生活における安全・安心の観点からの対応策についても明記していただきたい。また、大きな影響が懸念される幼児・こどもについて、特に安全性に留意した方針・基準を明記していただきたい。
- ◆ 風評被害への対応については、「P3・放射線量の測定」等の項目において記載されているところであるが、農産物や水産物等への影響も大きいことから改めて記載していただきたい。

別紙 2

東日本大震災に関する緊急決議

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、甚大な被害が広範囲にわたり、その影響は被災地域のみならず、日本全土にも及んでいる。

この大震災は、現行の災害対策法制の想定を超えた、まさしく国家の根幹を揺るがすほどの国難というべき大災害であり、新規立法措置はもとより、既存の枠組みを超えた強力な支援方策の構築を国が総力を挙げて取り組んでいくことが必要不可欠である。

さらに、被災地域の復興なくして日本の再生はありえない。この震災が我が国社会経済や産業にもたらした広範な影響を乗り越え、被災地のみならず我が国の再生を図っていくためには、英知を結集し、幅広い見地から復興に向けた指針策定のための復興構想について検討が行われ、早急に所要の立法措置や切れ目のない予算化等と通じ、必要な対策が講じられなければならない。

よって、国においては、大震災被害の実態を直視し、国家的危機との認識のもと、筆舌に尽くし難い苦難と悲嘆の中から再生への途を懸命に模索している住民、被災自治体及び人的・物的支援や避難者支援を行う自治体に対して、下記事項について、既存の法制にとらわれることなく、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 支援体制の整備及び財政支援等

- (1) 復興構想等各種方針の迅速な策定及びその早期実施を図ること。また、本格的な復興対策を盛り込んだ第二次補正予算のすみやかな成立を図ること。
- (2) 東日本大震災に係る復興のための特別措置法については、地域により被災状況や復興手法等はそれぞれ異なることから、具体の法案策定にあたっては、地方の意見を十分に踏まえた上で実効性のあるものとするとともに、早期成立に向けて取り組むこと。
- (3) 復興担当の省庁等を設置し、国家プロジェクトとして対応すること。
- (4) 地域特性を活かした災害に強い未来志向の地域づくりを総合的・一体的に遂行できるよう包括的な権限移譲を進めるとともに、法制度の見直しを始め大幅な規制緩和等の措置を講じること。また、各種支援にあたっては、復旧・復興における地域格差等が生じないように配慮すること。
- (5) 被災自治体の復興に向けた制度面での障壁を取り除き、復興計画を迅速に実現するため、被災自治体に規制緩和や税財政上の優遇措置等を認める復興特区を設

けること。

- (6) 一括交付金の考え方を導入し、被害額・被災者数・被害面積等の外形的な基準などにより交付額を算定するとともに、交付金の使途についても各自治体がそれぞれの実情に応じて柔軟に対応できるようにすること。
- (7) 国庫補助率の引上げ（10/10）と増大する財政需要に対応した別枠での地方交付税の増額を行うとともに、普通交付税・特別交付税を早急かつ重点的に配分すること。
- (8) 国や全国市長会等を通じた職員派遣等の人的支援が、中・長期にわたり円滑に行えるよう派遣体制の整備と財政支援措置の充実に努めること。
- (9) 事務手続きの負担軽減
 - ① 災害復旧工事に際し、施越工事承認の柔軟な対応と補助申請にあたっての事務手続きを簡略化すること。また、既存の法令等に定める各種申請書提出期限の緩和、申請及び実績報告に係る提出書類の簡略化、補助事業期間の延長等により、災害査定を簡略化すること。
 - ② 公共土木施設や社会福祉施設等の災害復旧事業をはじめとする災害復旧対策に対し、災害復旧費の国庫補助について、測量設計費を対象に加えることや、施設設置主体の如何を問わないなど、被災状況に応じ対象条件を緩和するとともに補助率を引き上げるなど、柔軟に対応し早期復旧に向けて強力な支援を行うこと。
- (10) 被災自治体に支援を行う自治体に対する財政支援
 - ① 応急対策に係る人的・物的な支援に要した経費への財政支援を十分に行うこと。
 - ② 復旧・復興対策に係る人的・物的な支援に要した経費への財政支援を十分に行うこと。

2. 都市防災機能の強化並びに生活産業基盤等の復旧・復興

- (1) 日常生活に欠かせない上下水道、電気、ガス、道路、橋りょう、鉄道、防災行政無線、各種通信等のライフラインが未だ被災地の多くで不通となっており、被災者の生活や経済活動の回復に大きな障害となっていることから、早期の全面的な復旧を進めること。
- (2) 都市防災機能の復旧・強化
 - ① 震災により発生した大幅な地盤沈下は、市街地を含む沿岸部の広範囲にわたっており、これまでの治水対策、排水計画の抜本的な見直しが求められることから、国は、国土保全の観点から状況を十分に調査し、早急に対策方針を示すとともに必要な財政措置を講じること。
 - ② 大規模な余震が続き、更なる地震発生も懸念される中、湾口防波堤、防潮堤、GPS波浪計、河川堤防など多くの公共的基盤施設が被災したことから、復興に

に向けた早期完成・再建に対する全面的支援を行うこと。

- ③ 各種消防施設が流失したことから、消防力の再構築に向け財政支援をはじめとする各種支援を行うなど、防災対策の充実強化を図ること。特に災害発生後のライフラインの復旧や物資等の供給体制の確保、情報伝達システムの充実強化等について、早期構築を図ること。

(3) 産業基盤の復旧・強化

- ① 道路は、災害時における迅速な救援活動や支援物資の搬送等において重要な役割を担っており、今回被害を受けた道路については、単なる原形復旧ではなく、より防災性を高めた復旧を早急に行うとともに、引続き広域的なネットワークを形成する道路の整備を促進すること。
- ② バス・鉄道・船舶等の公共交通機関の復旧並びに今後の安定的経営に要する経費に対して、事業主体を問わず支援制度の創設等も視野に十分な財政措置を講じること。
- ③ これまで経済効率を優先し、港湾などの物流拠点が太平洋側を中心に集約されてきたが、リスク分散の観点から、日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図るとともに、高速交通網等の整備を一層促進すること。
- ④ 国策によるLNG火力発電所の建設を推進し、電力需給の安定化を図ること。

- (4) 学校、保育所、介護施設など多くの公共施設・基盤施設が被災したことから、復興に向けた早期完成・再建に対する全面的な支援を行うこと。

3. 震災廃棄物の処理

- (1) 自治体が行うがれき等の除去については、河川、港湾、道路、宅地、農地など現にがれき等の存する場所にかかわらず、全額国の負担とすること。また、がれき等の処理についても、地域の別や被災の程度、公有地・民有地の区別なく、全額国の負担とすること。
- (2) 一次仮置き場として国有地を提供するなどの措置を講じるとともに、がれき等の二次仮置き場の整備について、自治体に対し技術的に助言すること。また、仮置き場の原状復帰に要する費用については全額国の負担とすること。
- (3) 最終処分場の確保について、国が責任をもって早期に行うこと。
- (4) がれき等の撤去に必要な人員を確保するとともに法的トラブルに対する支援等を検討すること。
- (5) 震災で損失したごみ収集車等の整備費用等、一般廃棄物委託収集業者への財政支援を行うこと。

4. 被災者の生活再建

(1) 応急仮設住宅の供与

- ① 震災により住まいを失った方が、一日も早く、安心して生活再建への一步を踏み出すことができるよう、国の責任において、応急仮設住宅に希望者全員が入居できるよう早急に対応すること。
- ② 津波被害を受けた地域において、平坦地の確保が困難なことにより丘陵地へ建設する場合、丘陵地等を平坦地に造成する費用について、全額国の負担とすること。
- ③ 民間賃貸物件の借上げによって提供する応急仮設住宅について、被災者自ら確保した住宅に住んでいる場合も、経済的負担を軽減するため、契約当初から家賃補助等現金給付による救済を行うこと。
- ④ 世帯構成や生活様式など、地域特性に応じた住宅整備や、高齢者や障害者等に配慮した福祉仮設住宅の整備など、多様な規格の住宅が安価にかつ迅速に提供されるよう、建設用地や資材・施工業者の確保など関係業界に働きかけること。

(2) 津波被害地域の集団移転を促進する為、被害地域の土地を国が買い上げるなど新たな制度を創設すること。また、防災集団移転促進事業について、補助率を嵩上げするとともに、広範囲に亘る集落での移転が容易になるよう要件を緩和すること。

(3) 宅地災害復旧事業に係る国庫補助制度の拡充

- ① 津波被害者の住宅再建に対する負担軽減と同様に、地盤の崩落や地すべりによる宅地の被害に対して、復旧・再整備に要する制度の拡充や新たな制度の創設を図るとともに、費用全額を国の負担とすること。
- ② 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業など宅地災害復旧に関連する補助事業について、全額国費とするとともに、自然がけに加えて、高さ2m以上の人工法面やコンクリート擁壁等を補助対象とするなど、採択要件を拡大する特例措置を実施すること。併せて、事業費枠を廃止すること。
- ③ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について、全額国の負担とするとともに対象面積や戸数などの採択要件を大幅に緩和する特例措置を実施すること。また、小規模住宅地区改良事業や住宅地区改良事業についても、補助率を引上げ、採択要件を緩和する特例措置を実施すること。
- ④ 現在の被災者生活再建支援制度や災害援護資金制度において、宅地被害並びに非住家についても住宅同様に資金的な支援策を講じること。

(4) 液状化により住宅が損壊したすべての住民に対し、被災者生活再建支援法に基づく支援金が支給されるよう、早急に、全壊家屋数のみをもって市町村単位で適用を判断する現行制度の見直しや、住家の被害認定基準のさらなる見直し等を行い、液状化被害救済範囲の拡大を行うこと。

(5) 生活再建・雇用対策等

- ① 被災者生活再建支援金について上限額を拡大すること。
 - ② 被災地域の資産について「二重ローン」の状態とならないよう、特段の措置を講じること。
 - ③ 被災者に対する就業支援及び雇用創出を行うこと。
 - ④ 東北地方太平洋沖地震の影響で就職の内定取消しが発生していることを踏まえ、平成 23 年度で終了予定となっている、ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業について期間を延長し、内容を拡充すること。
 - ⑤ 新規学卒者を含む被災失業者を雇入れる企業に対する奨励金などの支援策をさらに拡充すること。
 - ⑥ 雇用調整助成金の助成割合を引き上げて、休業手当相当額の全額を助成できるようにすること。
 - ⑦ 被災地域の企業が負担する労働保険料等については減免を行い、雇用維持につなげること。
 - ⑧ 重点分野雇用創出事業の積み増し分については、希望する市町村に直接交付すること。
- (6) 避難生活を余儀なくされている被災者、特に高齢者や障がい者等に対する医療体制及び心身の健康管理の支援体制を確立すること。
- (7) 在宅及び施設福祉サービス給付金について、国が全額負担すること。
- (8) 法務局、年金事務所などの申請手続きに係る窓口について、当分の間、被災地域の近隣へ設置すること。
- (9) 被災者への実効ある支援策を国・都道府県・避難者受入れ自治体が講じるため、各自治体の支援策や他自治体への移動情報等を共有する仕組みを構築すること。

5. 地域産業の復興支援

- (1) 津波等の被災により壊滅的な被害を受けた太平洋沿岸地域の農業・水産業の復興に向け、国土のグランドデザインと明確なビジョンを示すとともに、地域住民の意向を踏まえた柔軟な対応が可能となるよう、規制緩和等の措置を講じること。また、緊急的な復旧支援はもとより、長期にわたる総合的な支援制度構築・財政支援策を講じること。
- (2) 地域経済の活性化に多大な影響を与える商・工業施設及び観光施設等については早急な復旧が不可欠であることから、農林水産業共同利用施設災害復旧事業に準じた復旧支援制度の創設はもとより、復興に係る金融支援についても十分に配慮すること。

(3) 水産業の早期復旧・復興支援

- ① 壊滅的被害を受けた港湾施設や水産業、水産加工業の復興に向け、水産業関係業界の受入基地として、漁業基地の発展に欠かすことの出来ない漁港及び魚市場施設、養殖施設等の迅速な復旧と、財政支援策を講じること。
- ② 漁港及び漁港内のがれき撤去並びに海面の清掃において、自治体に負担がかからないよう特段の措置を講じること。また、港内には、多数の船、自動車、コンテナ等が水没し、津波による土砂堆積箇所もあるため、早期に海中障害物の撤去及び堆積土砂の浚渫をし、所要水深を確保すること。
- ③ 防波堤・防潮堤を早期に修復するとともに、防波堤修復までの荷役作業安全確保対策への支援措置を講じること。
- ④ 受変電設備・給電ケーブル等電気設備及びガントリークレーンの早期修復並びにふ頭用地、野積場等の舗装面の早期不陸整正を行うこと。
- ⑤ 漁船の修復及び建造並びに廃船の処理を行うこと。また、浅海漁業に必要な船舶の確保や資材購入に対し、既存の枠組みを超えた有利な条件の融資や補助制度を創設すること。
- ⑥ 被災した漁船の乗組員に対する雇用対策を図ること。
- ⑦ 冷凍水産物やその保管施設が甚大な被害を受けていることから、その所有者が補償を受けることができるよう特段の措置を講じること。

(4) 農業の早期復旧・復興支援

- ① 海水の浸水による塩害はもとより、油類等の堆積物も広範にわたり、今後、長期にわたり農業生産への影響が考えられることから、自治体、農業関係団体等が行う土壌調査・影響調査をはじめ、除塩や土壌改良などの対策について、全額国の負担とすること。
- ② 農業再生の基盤となる農業機械や設備等について、多額の費用を早急に準備することが困難な状況にあること、また、経営の集約化や法人化等、大規模経営を実現する為にも、大幅な財政支援策を講じること。
- ③ 沿岸部の地盤沈下等を伴う地域の治水対策や圃場整備等について、国主導のもと抜本的な見直しを行うなど、財政的支援の充実も含めた措置を講じること。
- ④ 海岸部の防潮林はその所管が、国、自治体それぞれに分かれているが、その整備は一元的に行われるべきであることから、早期に推進体制を整備すること。また、復旧には相当の費用と期間が必要となることから、予算措置、補助制度について特段の配慮を行うこと。

(5) 中小企業への復興支援

- ① 社屋、工場等を被災した中小企業に対する一時支援金を創設するなど事業再開支援を行うこと。また、年単位で国税等を免除すること。

- ② 被災した中小企業者及び当該事業者と取引のあった事業者に対する融資について、一定の利子補給を実施するための財政措置を講じるとともに、資金繰り悪化に対処するための新たな支援制度の検討及び自治体独自の制度融資を実施する場合における財政的支援を講じること。また、復興支援策として、旧政府系金融機関による無利子融資制度を創設すること。
 - ③ 被災した中小企業者に対する災害関連保証（信用保証協会）について、保証料を免除する措置を講じること。
 - ④ 中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件については、震災に伴う特例により、「災害救助法適用地域に所在しない事業所であっても、同法適用地域に所在する事業所と一定規模以上（総事業量などに占める割合が3分の1以上）の経済的関係を有する事業所」も対象としているが、この規模要件をさらに緩和すること。
 - ⑤ 被災商店街の復興について、ソフト・ハード事業への中・長期的な全額補助制度の創設等の支援策を講じること。
 - ⑥ 輸出用工業製品等に海外から放射能測定結果の添付を求められている場合には、国や県において安全性を保証する証明書の発行や検査拠点の確保対策を講じること。
 - ⑦ 税制等の取扱いについて
 - ア 地域指定された地方税の納期延長等の取扱いが各自治体の判断に委ねられていることから、国において早急に地方税法の取扱いについて必要な見解を示すこと。
 - イ 旅館やホテル等の二次避難所に係る入湯税減免による市税の減収分の補てん措置について配慮すること。
- (6) 観光は、様々な分野に関連する裾野の広い産業であり、地域経済の活性化や地域住民の雇用創出等東北地方の再生に大きく寄与するものであることから、観光関連産業に対する金融支援策の充実はもとより風評被害対策など積極的な対策を講じること。
- (7) 被災地域の資産について「二重ローン」の状態とならないよう、特段の措置を講じること。

6. 避難者支援を行う自治体に対する国の全面的な支援等

(1) 福祉支援

① 福祉サービスについて

- ア 精神障害者、要援護高齢者等は、単独での生活が困難であることから、グループホームへの入所等が可能となるような福祉サービスに配慮すること。

イ 保育所でのケアを必要とする園児の受入について、人的配置が必要であることから、これにかかる支援措置を講じること。

② 医療に係る支援について

ア 健診をはじめ予防接種、各種ワクチン接種等の取扱いが自治体によって異なることから、統一した対応となるよう支援措置を明示すること。

イ 避難所の近隣に精神科医院がない場合には、定期的な巡回診療の措置を講じる等、避難者の医療に係る総合的な支援措置を講じること。

③ 特別な配慮について

ア 国民健康保険の資格取得、喪失届を避難先の自治体で届出事務が行えるよう特別な措置を検討すること。

イ 生活費がない避難者が緊急的な支援を求めている場合には、義捐金の配分などにより早期に対応すること。

(2) 教育支援

① 児童・生徒への配慮について

ア 児童生徒への通学、給食費等の支援についての基準を示すこと。また、避難の長期化に伴う教材費、給食費、部活動費等への継続的な支援措置を講じること。

イ 公立、私立幼稚園の授業料減免による費用負担の増額に伴う支援措置について配慮すること。

② 教員等の配置について

ア 時間の経過により心のケアを必要とする児童等が増えると予想されることから、カウンセラーの派遣について支援すること。

イ 児童生徒の「臨時的受入れ」については、学級編成に課題が生じていることから、学区外や区域外就学と同様の取扱とすること。また、加配教員配置についても配慮すること。

(3) 避難生活支援

① 避難者への配慮について

ア 一次避難所閉鎖後の二次避難所への移転にあたっては、避難者の公平性の確保や情報共有体制の確保を図ること。

イ 避難者が自宅へ帰宅する場合の移動手段の確保を図ること。

ウ 国指定の避難区域外からの自主避難者についての扱いを示すこと。

エ 単身避難者に不幸があり、身寄り等の情報がない場合の取扱いを示すこと。

オ 公営住宅の入居を希望する避難者が、電化製品や寝具の準備ができず入居をためらっている状況にあることから、自治体に対し、統一した基準を示すこと。

カ 民間賃貸住宅転居者への財政支援を講じること。

キ 避難者が義捐金の受領に遅れや漏れなどの不利益が生じることがないように適切な方針等を示すこと。

② その他

ア 避難者受入れ自治体の社会福祉協議会が設置する避難者支援のボランティアセンターについては、その運営に要する費用負担について財政支援すること。

イ 外国人避難者の一時帰国にあたって、一時待機場所の確保等に要した経費負担についても財政支援すること。

(4) 就労・就学等支援

① 雇用対策について

ア 生活資金の問題などから、就労を望む方が増えていることから、ハローワークにおいて優先的に就労先を紹介できるようにすること。また、避難生活の長期化に対する雇用対策を講じること。

イ 雇用調整助成金要件を緩和すること。

- ・ 教育訓練（事業所内訓練）の受給額を改正前（6千円）にすること。
- ・ 震災に係わる支給限度日数を別枠で確保すること。
- ・ 震災に伴う特例要件を緩和し、災害救助法適用地域だけでなく、県全体へ拡大すること。

ウ 避難先での就農希望者の雇用環境について検討すること。

② 就学等について

避難児童・生徒の就学においては、保護者との避難生活に起因する問題等を含めた一体的な支援策を講じる必要があることから、早期に総合的な支援方針等を示すこと。

(5) 災害救助法上の取扱等

避難の中・長期化の中で、緊急対応として法を超えた支援も求められていることから、次の事項について配慮すること。

① 雇用促進住宅等への入居については、7月までは災害救助法を適用し避難所扱いとされているが、7月以降についても支援措置を継続すること。

② 災害救助法等による直接支弁経費と特別交付税で措置される経費について明示すること。

③ 避難長期化が見込まれる中、公営住宅等の備品については、災害救助法上のリース料が適用となっているが、購入費用の適用とすること。

④ 避難者に係る汽船運賃を市と企業が負担しているが、長期化が予想されることから、災害救助法上の支援費として財源を確保すること。

⑤ 避難者の日常的な移動や通学に係る費用については、災害救助法上の適用とすること。

- ⑥ 避難者のペットの保護経費も災害救助法の適用とし、保健所等で預かれるような措置を講じること。
- ⑦ 毎日の食事の質が精神的ストレスにも繋がる可能性があることから、食費にかかる災害救助費を特別基準とするなど柔軟に対応すること。
- ⑧ 受入れ自治体職員の時間外勤務手当については、受入れ自治体に財政負担が生じないよう措置すること。

7. 特例期間等の延長

- (1) 合併特例法に係る特例期間における事業計画について、震災により被災市等の事業計画が大幅に遅れることが想定されるので、延長を行うこと。
- (2) 過疎地域活性化特別措置法は平成 27 年度末までの法期限となっているが、震災により被災市等の過疎債事業の大幅な遅れが想定されるので、延長を行うこと。

以上決議する。

平成 23 年 6 月 8 日

全 国 市 長 会

別紙 3

原子力発電所の事故と安全対策に関する緊急決議

東日本大震災とそれに伴う大津波により、東京電力福島第一原子力発電所においては全ての電源喪失により冷却機能を失い、炉心溶融、水素爆発など、あってはならない原子力事故を引き起こし、放射性物質を大量に放出する事態となったが、3か月を経た現在においても未だ原子炉を制御できない状況が続き、地元住民の日常生活はもとより国民生活や産業活動に大きな混乱をもたらす事態となっている。

この原子力事故により、原子力緊急事態宣言が発せられ、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域が設定されているが、こうした区域の住民は県外や町を挙げての避難を余儀なくされ、平穏な日常生活や職業を奪われ、ふるさとに安心して帰ることができる日もいつになるかわからず、職業をはじめとする日常生活面のみならず精神面においてもその不安と混乱は頂点に達している。

また、放射性物質の放出による住民の被ばく、飲料水や農畜水産物の汚染は県域を越えて広域的かつ深刻な被害をもたらし、風評被害とも相俟って、農畜水産業のみならず観光業や商工業にも多大な損害を及ぼしている。

また、政府は中部電力浜岡原子力発電所の運転停止を要請し、中部電力はその要請に従ってその運転を停止したところである。

そもそも原子力発電は国がその安全性を全面的に保障し、立地・周辺自治体の協力を得ながら推進してきた国の政策であり、その事故処理や安全対策はもとより、エネルギー政策の在り方についても国が包括的かつ最終的な責任を負うべきである。

よって、国においては、今回の事故の早期収束と完全な賠償及び原子力発電所等の安全対策のほか、電力確保やエネルギー政策の在り方等、下記事項について、国の責任と財政負担により、万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 迅速かつ適切な原子力発電所事故対応

(1) 緊急事態の早期収束

国は責任を持ってあらゆる手段を講じ、放射性物質の放出を一日も早く止めるとともに、一連の事態の早期の収束に向け、全力を挙げて取り組むこと。

(2) 放射線量等の監視体制の拡充及びその情報提供の充実

- ① 国は、大気、土壌、海洋等の環境モニタリングを拡充して放射線量の観測体制に万全を期すとともに、放射性物質による広域的な汚染等の被害を明らかにし、避難者及び被災農畜水産業者をはじめ関係者への影響について、丁寧かつ分かり

やすい説明を継続的に行うこと。

- ② 放射線量測定地点については、学校施設をはじめ大幅に増やすとともに、放射線量の高い地域の児童・生徒をはじめとする住民や避難者等のスクリーニング検査、甲状腺検査等、継続的な診断を実施すること。
 - ③ 放射線が周辺に与える影響等について、地形や風の向き・強さなどの予想を考慮した迅速かつ分かりやすい情報提供を行うこと。
 - ④ 放射性物質により汚染された農地・校庭等の土壌、住宅・店舗等の建築物などの除染方法や安全基準を早急に設定し、除染計画を明確に示すこと。
 - ⑤ 放射性物質により汚染されたがれきや下水汚泥等については、国の責任でモニタリング調査を行い、適切な撤去方法を考案するとともに、国の負担で撤去すること。
 - ⑥ 放射線量の高い地域の学校等で除去した土、砂等の適切な処理方法について明確な基準を示すとともに、その費用について支援を行うこと。また、教室等に設置する放射線の影響を遮断する空調施設に対する支援措置を講じるとともに、プール使用に際しての適切な基準を示すこと。
 - ⑦ 国民に対する安心・安全な食品の供給と、産業振興につながる食品の輸出を継続させるため、食品等の放射性物質の測定及び安全性の証明を行う機関を国において設置すること。
- (3) 原子力発電所事故に起因する財産的損害や精神的損害等に対する早急な完全賠償等**
- ① 国及び東京電力は、被災者・避難者の生活保障に係る支援等について、責任をもって一刻も早く制度を創設し、実施すること。
 - ② 国及び東京電力は、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域はもとより、それ以外の地域においても、市民や事業者が精神的不安や風評により被った直接・間接な被害、損失に対し責任を持って補償すること。
 - ③ 国及び東京電力は、放射性物質に起因する農畜水産物等の被害や操業停止を余儀なくされた事業者・従業員等の損失に対する完全な賠償を早急に行うこと。
 - ④ 国及び東京電力は、放射性物質の放出に伴い風評被害を被った農畜水産物等の生産者や加工業者、観光業者や商工業者のほか、それらの従業員に対し、完全な賠償を早急に行うこと。
 - ⑤ 上記営業被害、風評被害のほか、精神的不安などについても幅広く賠償等の対象とするとともに、迅速に賠償金又は仮払金を支払うことができるよう、必要となる立法措置を講じること。
- (4) きめ細かな風評被害対策**
- ① 国は、農畜水産物、工業製品等に対する根拠のない連鎖的な風評被害が生じないよう、正確な情報とわかりやすい広報を国内外に迅速かつ積極的に行うとともに

に、監視の強化と徹底的な指導に努めるほか、風評被害に伴う損失について国は完全な補償をすること。

- ② 国は、社会経済活動の回復を図るため過度な自粛ムードの払拭に努めるほか、風評被害により大きな打撃を受けている観光産業を立て直すため、国内向けのみならず海外に向けて安全性について正確な情報発信を行うとともに、関係団体の行う安全性をPRする取組みに対し支援措置を講じるほか、金融・財政上の支援措置を講じること。
- ③ 外国政府等に対し、きめ細かな安全情報を発信するとともに、誤った情報や誇張した報道に対しては速やかに訂正を要請すること。また、駐日外国公館、在外公館等を通じ、渡航の安全性に関する情報を積極的に伝達するとともに、過度に自粛を勧めることのないように要請すること。

(5) 被災自治体及び避難者受入れの支援を行う自治体に対する財政支援

- ① 役場機能移転等、自治体が被った損害も賠償の対象とするとともに、避難を強いられた自治体における地方税の減収等について、国は十分な財政措置を講じること。
- ② 避難の長期化が予想される中、避難者を受け入れている自治体の避難所経費、一般経費等が増大していることから、災害救助法による概算請求や財政支援等について特段の配慮を行うこと。

2. 原子力発電所等の安全確保及び防災対策の強化

(1) 原子力発電所等の総点検と事故防止対策

今回の原子力災害に至った原因を徹底検証し、原子力発電所の「止める・冷やす・閉じ込める」機能を、あらゆる事象を想定したうえで、いかなる場合においても確保できるよう万全の対策を講じ、すべての原子力発電所等に対する総点検と事故防止対策を早期に実施すること。

(2) 原子力安全規制体制の見直し

今回の事故の徹底検証を踏まえ、防災指針や原子力発電所等に対する耐震設計審査指針などの安全審査基準を抜本的に見直し、安全の徹底を図り、国民から信頼されるよう万全を期すこと。

(3) 原子力事故に対する情報伝達システム及び避難体制の再構築

- ① 原子力発電所等の事故に関する情報は、自治体及び住民に対して迅速かつ正確に公開・伝達するとともに、避難等に係る情報は、住民がとるべき行動や防護措置を含めわかりやすくかつ的確に周知徹底を図ることができるよう、情報伝達システムや避難等の行動指針を早急に構築すること。

- ② 避難区域や住民避難の設定基準について、自治体の意見を十分に踏まえたうえで方針を早急に示し、具体の避難場所や避難ルート、避難方法などの選定について、国の責任を果たすこと。

(4) 原子力防災対策の抜本的見直し

- ① 今回の原子力災害による放射能汚染範囲を踏まえ、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）」の拡大や避難先の選定方法など原子力防災対策の抜本的見直しを早急に行うとともに、現行の周辺地域にとどまらない広域的な防災対策及び支援措置の充実に向けて、制度の創設や弾力的運営を図るなど、国の責任において徹底した対策を講じること。
- ② 住民の速やかな避難や緊急車両通行に必要な防災道路を早急に整備するとともに、住民の安全・安心確保のため、モニタリングポストや放射線測定装置、原子力防災資器材の増設・整備を適切に行うこと。
- ③ 都道府県及び市町村が定める地域防災計画がより有効に機能するよう、市町村域、都道府県域に捉われない広域災害として、国は主体的に防災体制を確立すること。
- ④ 通常時から国、都道府県、市町村及び事業者間の相互連携を図り、危機管理体制を整えるとともに、稼働中の原子力発電所の運転状況と対策に関する情報が共有できるようにすること。

(5) 原子力医療体制の強化

被ばく医療体制に位置付けられた医療機関に対して、技術的・財政的支援を拡充強化すること。

(6) 原子力防災対策に対する立法措置及び財政措置

原子力災害のための避難対策や住民不安解消対策、防災資器材の整備等、原子力防災体制の拡充強化に伴う財源は、国の責任において確実に措置するとともに、これら対策を着実かつ効果的に推進するための所要の立法措置を含めた法体系を整備すること。

3. 電力の安定供給の確保

- (1) 電力需要のピークを迎える夏場を控え全国の住民生活や企業活動・雇用に影響を及ぼすことのないよう、電力の安定供給の確保について国が責任を持って対処すること。
- (2) 発電コストの増加に伴い、特定の地域の住民に電気料金の引き上げという形で負担が転嫁されることがないよう、国が責任を持って対処すること。
- (3) 原子力発電所立地周辺地域における交付金及び雇用の確保について万全を期すこと。

4. 将来を見据えたエネルギー政策の検討

地球環境の保全と国民の安全安心の確保や社会経済の発展を前提として、将来にわたるエネルギー政策の在り方について国民的議論を尽くしたうえで、必要な措置を講じること。

以上決議する。

平成 23 年 6 月 8 日

全 国 市 長 会

別紙 4

地震・津波防災対策の充実強化に関する緊急決議

東日本大震災による巨大地震と大津波は、多くの人命と財産を奪い、東日本の広範囲に甚大な被害をもたらすとともに、加えて東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の放出により、全国の産業・経済活動にも深刻な影響を与えているところである。

今次の大震災は、これまでの防災対策の想定をはるかに超えた大規模広域複合災害であり、今後、東海地震、東南海・南海地震などの大規模地震や連動地震が想定されるなかで、これまでの地震津波対策を抜本的に見直し、災害に強いまちづくり、住民の安心・安全対策を早急に講じることが必要である。

よって、国においては、下記事項について、これまでの固定観念や既存法制などにとらわれることなく、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 現行の災害救助法は、都道府県が国の法定受託事務として救助を行うこととなっており、基礎自治体間の相互協力、連携については、全く想定されておらず、垂直的な救助にとどまっているなど、大規模災害や広域的災害に即応できるものとなっていない。従って、地方自治体が迅速かつ柔軟に即応できる制度とするとともに、地方自治体間の水平的、自主的な支援に対する国の費用負担を明文化するなど抜本的に見直すこと。
2. 災害対策基本法は、市役所機能の喪失や域外避難など広域的な大規模災害に十分対応していないことから、こうした事態も想定し、国、都道府県、市町村の役割分担を踏まえた多重的かつ具体的な防災体制が構築されるよう改正すること。
3. 東海地震、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定の見直しと連動地震による被害想定の見直しを早急に行うとともに、東南海・南海地震防災対策推進地域など著しい地震災害が生じる恐れのある地域について、地震防災対策強化地域として指定するなど大規模地震防災対策を強化すること。
4. 東日本大震災の被害実態を調査・分析し、津波浸水予測を含む地震・津波被害想定を根本的に改め、早急に防災基本計画及び防災指針等を見直しを行うとともに、具体的かつ総合的な地震防災対策を早期に講じること。

5. 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五か年計画の見直しを行うとともに、計画事業に係る財政上の特別措置の範囲の拡大と補助率の嵩上げ等財政支援措置の充実・拡充を図ること。
6. 電気・ガス・上下水道、道路、橋梁、鉄道、港湾、通信等のライフライン施設の耐震化、防災機能の高度化を推進するとともに、早期の復旧を図るための資器材の備蓄・調達対策を確立すること。
また、市役所等災害対策本部や支援の拠点施設・避難施設となる公用・公共施設の耐震化や津波避難ビル等避難施設の整備を推進するとともに、財政措置を拡充すること。
7. 災害に強い海上輸送ネットワークの構築と地域防災力の構築を図るため、湾岸防波堤の改良や耐震強化岸壁の整備、海岸保全施設並びに臨港道路の耐震化等防災機能の高度化を推進するとともに、財政措置を拡充すること。
8. 災害対策全般に関する情報を市町村へ速やかに伝達するシステムを整備するとともに、防災行政無線のデジタル化や携帯衛星電話など情報伝達システムの整備の推進、財政措置の拡充を図ること。
9. 広域的な災害時における緊急物資の備蓄や受け入れ・搬送、被災者の輸送等を担う防災拠点の整備、機能強化、迅速な搬送体制の確立を図るとともに、国民生活や経済活動に影響を及ぼすことのないよう供給体制を見直すこと。
10. 被災自治体と支援自治体が、迅速に実態に即した活動ができるよう全国的な物的、人的支援の仕組みの構築を推進するとともに、被災者や被災自治体のみならず物的・人的支援を行う自治体、避難者を受け入れる自治体に対する財政措置制度を設けること。

以上決議する。

平成 23 年 6 月 8 日

全 国 市 長 会

東日本大震災からの復興に向けて

東日本大震災は、わが国に未曾有の被害をもたらし、東北地方のみならず国民全体の暮らしや経済活動に甚大な影響を及ぼしている。一刻も早い被災地の復興を成し遂げるとともに、日本の再生に向けて国と地方が総力を結集して取り組まなければならない。

ついては、これまで被災自治体から提言・意見のあったものについて早急に取り組むとともに、当面の緊急課題である以下の事項について、国と地方で十分協議の上、速やかに対応するよう提言する。

1. 地方の主体性を生かし、迅速に復興対策に取り組むべき

提言 1 地域主体のまちづくり復興計画のための方針の早期提示

東日本大震災の被災地は、大津波等により壊滅的な打撃を受けており、復旧・復興事業の早期推進が必要である。しかしながら、被害状況や地理的条件が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情を踏まえたまちづくり復興計画の策定が不可欠である。ついては、国は地域が主体的なまちづくりを推進していくための基本方針を早期に提示すること。

提言 2 復興特区の創設

復興を迅速に進めるためには大胆な規制緩和や税制優遇等の特例を認める「復興特区」の創設が急務である。国は被災地からの提案を真摯に受け止め、地方との協議の上、早急に制度設計を行うこと。

その際、既存の特区制度のスキームに捉われることなく、国の関与は最小限とし、地域が主体的に策定した復興計画を速やかに実施できる簡便な手続きとすること。

また、東日本大震災のための特別法の制定に当たっては、地域の意見を十分に踏まえ、実効性のあるものとし、早期成立を図ること。

提言 3 迅速ながれき処理の推進

復旧・復興の第一歩となるのが、被災地のがれき処理である。

東日本大震災で発生したのがれきは広域かつ大量であり、被災市町村の処理能力を大きく超えている。

迅速な処理を進めるため、がれきの広域処理に国の直轄事業を導入するなど、既存の制度や役割分担を超えた特例措置等を講じること。

提言 4 復興財源の確保と自由度の高い交付金制度の創設等

国民的合意のもとに復興に必要な財源を確保すること。

また、被災した自治体や避難者を受け入れている自治体を実施する復旧・復興のために増大する財政需要については、地方交付税総額とは別枠で確保するとともに、地

域の実情に応じて、地域が主体的判断で復旧・復興を実施できる自由度の高い包括的交付金制度の創設や国が実施する直轄道路等の災害復旧・復興事業に対する被災した自治体からの負担金を廃止するなど、弾力的な財政支援措置等を講じること。

提言5 被災県ごとの大規模な復興基金の早期創設

被災地の実情や被災者のニーズに即した復興対策を長期・安定的に地域の判断で主体的に展開できるよう、阪神・淡路大震災時を大幅に上回る復興基金を被災県ごとに早期に創設すること。

提言6 ライフライン等の復旧

上下水道、電気、ガス等のライフライン、道路、橋梁、鉄道等の社会基盤、防災行政無線等の各種通信施設の早期の全面的復旧を進めること。

提言7 農林水産業の早期事業再開支援及び商工業、観光業等の復興支援

被災地の基幹産業である農林水産業については、漁船・漁港が破壊されて漁村集落の存立が脅かされている水産業、農地の塩害や用排水路の損壊等により作付けが困難となった農業、製材所等が損壊し木材製品の供給が滞った林業、といった厳しい状況に置かれていることから、早期事業再開を求める農林水産業者を強力に支援すること。

また、震災や風評被害を受けている商工業、観光業等が事業展開に向けて取り組むことができるよう、税財政支援、金融的支援を講じること。

提言8 第2次補正予算の速やかな編成と執行

被災地の要望を踏まえ、まちづくりや事業者の事業再開など本格的な復興対策を盛り込んだ第2次補正予算を速やかに編成し、直ちに実施すること。その際、6月に予定されている東日本大震災復興構想会議の第一次提言を最大限盛り込むこと。

2. 福島第一原発事故の早期収束と安全対策を再構築すべき

提言1 原子力発電に関する安全対策の確立

いまだ収束の兆しが見えない福島第一原発事故に柔軟かつ大胆に対応できるよう、官民及び国内外の叡智を集めた取組を進めること。

今次の事故により得られた知見や徹底検証の結果等を踏まえ、防災指針や原子力発電所等に対する耐震設計審査指針などの安全審査基準を抜本的に見直し、国内の他の原子力発電所における安全対策を再構築すること。

また、避難用道路の確保など広域的な防災対策及び支援措置の充実に向けて、国の責任において徹底した対策を講じること。

提言2 放射能汚染に対する安全対策の強化

放射線量等に関するモニタリングを強化し、広域的かつ継続的な測定を実施するとともに国内外に正確な情報を迅速に発信すること。

また、放射性物質に汚染された土壌、廃棄物等に関する放射線量の基準や指針を速やかに設定した上、住居や土壌・農地の除染、放射性廃棄物等の安全な処理方法の提示と実施など、住民生活の安全・安心を確保する対策を強化すること。

特に、放射線量の多い地域の学校等で除去した土、砂等の最終的な処分方法について明確な基準を示すとともに、教室等に設置する放射線の影響を遮断する空調施設に対する支援措置を講じ、プール使用に際しての適切な基準も示すこと。

提言3 原子力発電所事故に起因する損害等に対する十分な賠償と対策の強化

警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域はもとより、それ以外の地域においても、住民や事業者が精神的不安や風評により被った直接・間接の被害・損失に対し責任を持って対応すること。

また、出荷制限等による農水産物等の被害や操業停止を余儀なくされた事業者・従業員や風評被害を被った農水産物等の生産者や加工業者、観光業者や商工業者のほか、その従業員に対して完全な賠償を早急に行うこと。

上記のような営業被害や風評被害のほか、精神的不安などについても幅広く賠償等の対象とするとともに、迅速に賠償金又は仮払金を支払うことができるよう、必要となる立法措置を講じること。

さらに、農林水産物、加工食品、工業製品、観光・サービスなど広範な分野に及ぶ風評の払拭に向けた的確な情報発信を国内はもとより海外に向けて実施すること。

3. 被災者支援施策等を充実・強化すべき

提言1 避難を余儀なくされている被災者の生活再建に向けた取り組みの充実・強化及び地域産業の再構築

地震、津波災害及び原子力災害により避難を余儀なくされ、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者等に対し、保健・医療・福祉、教育など生活全般にわたるきめの細かい支援を機動的に実施するとともに、壊滅的な被害を受けた地域産業の再構築のための経済的、金融的な支援を行い、地元優先の雇用対策を早急に講じること。

また、住民票を避難先の市町村に移さなくとも、必要な行政サービスを受けられる仕組みを構築するとともに、避難先の市町村に対し万全の財政支援を行うこと。

さらに、復旧・復興のための被災自治体への人的・物的支援に要する経費への財政支援についても十分に行うこと。

提言2 被災者の生活再建支援

以下の生活再建支援施策の実施を強く求める。

- ① 津波被害地域の集団移転を促進するため、国による土地買上制度の創設や、防災集団移転促進事業の要件緩和を行うとともに、地盤の崩落や地滑りによる宅地被害等の復旧に対する財政支援等を図ること。

- ② 液状化により住宅が損壊したすべての住民に対して、被災者生活再建支援法に基づく支援金が支給されるよう救済範囲を拡大すること。また、現行の被災者生活再建支援制度や災害援護資金制度において、住宅や非住家の被害についても住宅同様の資金的支援策を講じること。
- ③ 被災者や事業者等の二重債務問題の解消を図ること。

提言3 被災者生活再建支援法の見直し

東日本大震災は、相互扶助の理念に基づいて創設された被災者生活再建支援法の想定を超える巨大なものであり、国全体として取り組むべき課題である。よって、以下の点に関し、被災者の一刻も早い救済のため同法の見直しを行うこと。

- ① 地方の負担額は、支援基金の現在高の範囲とし、国の負担率を95%とすること。
- ② 国主導で実施する支給対象の拡大、支給額の引き上げ等は、国の責任において、国の全額負担で実施すること。
- ③ 法改正後の上記負担率は遡り適用し、法改正までに支払われた支給金の総額は法改正後の制度の一部とみなすこと。

提言4 原子力災害被災者への税負担の救済等

原子力災害被災者の税負担に対する救済について、特別法を制定することなどにより地震・津波災害と同様に措置するとともに、地方公共団体における地方税収入等の減に係る100%の財源措置を講じること。

提言5 応急仮設住宅整備等の促進

東日本大震災により住宅を失うなど避難を余儀なくされている被災者のため、応急仮設住宅の建設あるいは公営・民間住宅等の活用を促進すること。

また、今後の恒久的な住宅供給対策については、地方負担の軽減、全額国庫による補助や補助対象の拡大、地元の建設業者を活用した復興住宅建設など、被災地のニーズ・実情に即して柔軟に実施すること。

平成23年6月13日

地方六団体

全国知事会会長	山田 啓二
全国都道府県議会議長会会長代理	高嶺 善伸
全国市長会会長	森 民夫
全国市議会議長会会長	五本 幸正
全国町村会会長	藤原 忠彦
全国町村議会議長会会長職務執行者	中崎 和久

別紙 6

「東日本大震災に関する緊急決議」(平成 23 年 6 月 8 日) からの抜粋

- 一括交付金の考え方を導入し、被害額・被災者数・被害面積等の外形的な基準などにより交付額を算定するとともに、交付金の使途についても各自治体がそれぞれの実情に応じて柔軟に対応できるようにすること。
- 国庫補助率の引上げ(10/10)と増大する財政需要に対応した別枠での交付税措置を行うとともに、普通交付税・特別交付税を早急かつ重点的に配分すること。
- 公共土木施設や社会施設等の災害復旧事業をはじめとする災害復旧対策に対し、災害復旧費の国庫補助について、測量設計費を対象に加えることや、施設設置主体の如何を問わないなど、被災状況に応じ対象要件を緩和するとともに補助率を引き上げるなど、柔軟に対応し早期復旧に向けて強力な支援を行うこと。
- 被災自治体に支援を行う自治体に対する財政支援
 - ① 応急対策に係る人的・物的な支援に要した経費への財政支援を十分に行うこと。
 - ② 復旧・復興対策に係る人的・物的な支援に要した経費への財政支援を十分に行うこと。

地方六団体「東日本大震災からの復興に向けて」(平成 23 年 6 月 13 日) からの抜粋

- 提言 4 復興財源の確保と自由度の高い交付金制度の創設等
国民的合意のもとに復興に必要な財源を確保すること。
また、被災した自治体や避難者を受け入れている自治体を実施する復旧・復興のために増大する財政需要については、地方交付税総額とは別枠で確保するとともに、地域の実情に応じて、地域が主体的判断で復旧・復興を実施できる自由度の高い包括的な交付金制度の創設や国が実施する直轄道路等の災害復旧・復興事業に対する被災した自治体から負担金を廃止するなど、弾力的な財政支援措置等を講じること。
- 提言 5 被災県ごとの大規模な復興基金の早期創設
被災地の実情や被災者のニーズに即した復興対策を長期・安定的に地域の判断で主体的に展開できるよう、阪神・淡路大震災時を上回る復興基金を被災県ごとに早期に設置すること。